

本所々蔵華族諸家提出の家譜について

酒井 信彦

一 はじめに

東京大学史料編纂所(以下「本所」と記す)には各種の図書が架蔵されているが、その中心は手写された写本(広義の写本)である。本所ではこの広義の写本を次の三種に区分している。影写本・謄写本・写本(狭義の写本)である。影写本・謄写本は本所(及びその前身も含めて)に於いて原史料を敷き写し・見取写しにした複製本であり、狭義の写本は本所外部で作成され寄贈・購入等により入架したもの、及び内部で作成された各種編纂物の稿本類である。これら広義の写本を内容的に見ると文書・記録が極めて多いが、系譜に関して謄写本で一二七八部、写本(狭義の写本以下同じ)で二三九二部(昭和五十二年九月現在)という多数を占めている。⁽³⁾

ところで四一七五架すなわち写本の系譜中に、公家・大名の家譜が一群をなして存在していることに注目せざるを得ない。それは次の四グループである。

- ①飛鳥井家譜(二五一番)↳鷲尾家譜(三三九番) 公家家譜(五十音順)
- ②飛鳥井家譜(三三三番)↳鷲尾家譜(五〇四番) 公家家譜(五十音順)
- ③^{撰津}青木家譜(五一一番)↳^{和泉}渡辺家譜(七九二番) 大名家譜(五十音順)
- ④青木一重家譜(七九四番)↳渡辺吉綱家譜(八七八番) 大名家譜(五十音順)⁽⁴⁾

①・②は、体裁・内容ともに同一でほぼ同点数そろっており、正本・副本の関係にあると想定される。③・④間には内容・点数的にかなり相違があり、前二者のような関係は考えられず、特に④は一様に極めて薄く、冠されている人名は近世初頭の人物が多い。

この「家譜」四グループに続いて、八九八番より一二二七番まで、大名・公家・皇族の維新期の人名を冠した「家記」と称する一群がある。

(例えば、「徳川家達家記」・「三条実美家記」)「家譜」約七四〇部、「家記」約三三〇部、計約一〇七〇部であるから、写本の系譜一三九二部の内、七六・九%は両者によって占められ、「家譜」のみでも五三・二%に達するわけである。これら「家譜」・「家記」には印文「歴史課図書印」・「修史局図書印」の蔵書印が捺してあり、明治十年以前の成立という本所架蔵史料中でも最古に属する史料であることが分る。⁽⁵⁾⁽⁶⁾この内「家記」は、皇族・大名・公家が、政府からの達書・自らの伺書・当主の履歴を書き上げたもので純粹の系譜ではないのでこれを除き、以下「家譜」のみをとりあげる。

さて本所には「系家譜目録」なる目録があり、用箋から太政官修史館の目録と思われる。前後二分して、大名の系譜をイロハ順、公家のそれを家の系列順に記している。これと四一七五架の「家譜」を付き合わせると、本目録がまさに「家譜」を記したものであることが判明する。⁽⁷⁾但し「家譜」の④近世初期の人名を冠した大名家譜は全く記載がなく、又公家の家譜は一本のみ記されている。

ところでこの目録中、大名・公家各々の末尾に次の張り紙がある。

「諸家申牒家譜」

井伊ヨリ諏訪ニ至ル 四百八十八冊

明治十九年六月七日調

「堂上神官僧侶申牒家譜」

近衛ヨリ木辺ニ至ル 百三十六冊

明治十九年六月八日調

一方内閣臨時修史局の蔵書目録である「局本目録」(四一〇〇—一)の冒頭に次の記載がある。

「明治六年 華族家譜 皇族・堂上・武家 六百二十四 十九年六月七日調 華族諸家上申」

これを合せ考えると、「局本目録」の頭書の明治六年は「上申年月」であつて、系家譜目録に記されていた大名・公家の家譜すなわち四一七五架の大名・公家の家譜の正体は、明治六年華族から上申された家譜であつたわけである。

以上明治六年華族諸家提出の家譜であることは判明した。しかし具体的に中味を検討すると、公家の家譜は明治八年に提出されており、大名家譜の中には土族身分の提出者が見られ、統一的に提出されたものにしては構成・内容に変差が大きい。又「家譜」の第④グループ近世初期の人名を冠した大名家譜の実体は不明である。

そこで以下、提出時期と目的・提出者・構成と内容の三部に分けて考察をすすめたい。

二 提出時期と目的

以下、大名出身の華族を「武家華族」、公家出身の華族を「公家華族」と呼ぶ。

武家華族の家譜提出については次の史料がある。

東京府

今般、正院中被置歴史課、追々国史編輯被仰出候、就テハ從來各藩諸家ノ系譜事跡等詳細取調、家声功績ヲシテ永不朽ニ伝ヘ、泯滅不致様

トノ厚御趣意ニ有之候条、別紙編纂規則ニ基キ精々取調、来五月限可差出、此旨相達候也、

壬申十一月十九日

正院

編纂規則

一、藩翰譜・統藩翰譜ノ二冊下渡候間、右両書中訛誤遺漏ノ廉モ有之候ハ、無忌憚直筆ヲ以テ補正可致事、

一、統藩翰譜以後方今迄ノ系譜事蹟等詳細書続可致事、

一、文体ハ和文漢文可為隨意事、

一、藩翰譜前後編ハ簡略ノ体裁ニ候得共、今般書続補正ノ分ハ務テ詳密ヲ旨トスヘキ事、

一、藩翰譜中本末ノ家柄同冊ニ記載有之候分ハ、本家ヘ下渡候条、取調方ハ本末申談各別冊ヲ以可差出候事、

これは太政官正院から東京府に出された達書の案文である。壬申すなわち明治五年十一月十九日に命じ、翌六年五月を期限として提出させている。その目的は、新しく設置された太政官正院歴史課で行う国史編輯事業に使用するためであり、提出者は、「各藩諸家」すなわち廃藩置県以前の藩主(知藩事)である。注目されるのは、具体的な方法が藩翰譜の補正書繼であり、そのため編纂規則が付けられていることである。⁽¹⁾なお東京府に達書が出されているのは、武家華族は東京に集住させられていたからである。⁽²⁾

一方、公家華族の家譜提出に関して次の二史料がある。

十二月十三日決裁

明治七年十一月二十九日

大臣

歴史課長

参議

庶務課長

華族元公家并元神官僧侶^{維新以降華族ニ列セラルモノ}等諸家系譜事蹟、公卿補任・公卿家伝・尊卑分脈・大系図等ノ諸書ニ往々散見致居候得共、畢竟任叙ヲ記スル而已ニ止リ、事蹟ノ顛末ヲ統記スルモノ尠ク、目今編輯考徴ニ

供スベキ底本無之候間、各家ニ於テ系譜事蹟詳細取調、為差出度、別
希御達案相副此段奉伺候也、¹³⁾

本史料は歴史課から上部への十一月二十九日付伺書の案文で、これは
十二月十三日決裁され、十二月二十四日付で次の達書が出された。

十二月廿四日

達書

国史編輯ニ付、別紙之通其府貫属華族從一位中山忠能以下、祖先以來
之系譜事蹟等入用候条、詳細為取調、正副二本、来明治八年五月限正
院歴史課へ可差出、此旨相達候事^{略之}

但庶流之内、中古絶家致候分ハ、宗家ニ於テ取調、且其家ニ關係候
旧記伝等所持之輩ハ、無遺漏謄写可為差出事、¹⁴⁾

公家華族の場合、明治七年十二月二十四日に提出を命じ、翌八年五月
を期限としている。目的は国史編輯の爲であること、提出先は正院歴史
課であること、提出者は公家華族であることが明確に記されている。こ
の達書は東京府宛だが、他に京都・大阪・奈良・度会等十一府県に同内
容の達書が出されている。これは武家華族に比べ、公家華族が京都その
他にも分散居住していたからである。

先の四一七五架の「家譜」(第④グループは除く)が、右の二通の達
書に基づいて華族諸家より提出された家譜そのもの、即ち差出し原本で
あることは、「家譜」の筆致・原表紙の記載・奥書・蔵書印等よりして
間違いない。¹⁵⁾ 公家華族の家譜は、達書に「正副二本」差出す可しとあ
り、現に同内容のものが二本存在することもそれを示している。

以下提出時期に関して例外的事例を記す。蔵書印から提出期限後に提
出した事が明らかなるものが、武家華族で十八家、公家華族で四家あ
る。¹⁶⁾ この内武家の本多副元(明治十二年一月華族)・公家の金子有卿(明
治八年九月華族)・押小路師成(明治十二年華族)は提出期限以後に華
族となり追加提出したものである。¹⁷⁾ 又豊後岡の中川家は、明治三十四年
四月十三日に至り新系譜を提出して旧系譜と交換した。¹⁸⁾ 一旦返却を受け

訂正後再提出した例に、高辻家(明治十二年五月八日再提出)がある。
大部な家譜ではその一部が追加提出分のことがあり、¹⁹⁾ 盛岡・南部家譜の第
三冊目「南部世譜附録」は、明治十四年四月成稿し同年六月二十八日に
提出された。

三 提出者

本節では、四一七五架に存在する家譜が、現在何家あるのかその総数
と家名を確定しておきたいが、その前提として、家譜提出時に於ける武
家華族・公家華族それぞれの全家名を確認しておかねばならない。『華
族会館史』(昭和41年霞会館)第一編「華族及び華族制度」には、明治
二年六月、華族制度発足時の華族一覧が掲げられ、華族総数四二七家公
家一三六、諸侯二四八、堂上格二八、藩主格一五」という数字があがっ
ている。公家・諸侯は江戸時代の公家・大名の後身だが、華族中にはこ
の他に、「堂上格」「藩主格」なる存在が含まれていることに注目すべき
である。右の華族一覧は酒巻芳男氏「在りし日の華族制度」からの転載
とのことであるが、不備な点が散見するので、以下に武家華族・公家華
族それぞれ別個に明治初年の華族数を明確にし、併せて現存家譜数を明
らかにすることとする。

明治五年十一月十九日の達書により家譜の提出者とされた「各藩諸家」
には、江戸時代の大名のみならず維新时期創設の大名というべき存在が含
まれており、これは『華族会館史』に「藩主格」とあったものである。
旧大名と同様「諸侯」と称せられ知藩事として地方三治の「藩」を支配
した。彼等の内最も早い例は、明治元年正月二十四日成瀬正肥等御三家
の附家老五名が、「藩屏ニ列ス」(『明治史要』)とされたものである。彼
等は華族制度発足にあたり旧大名と共に華族となった。これら維新时期創
設の諸侯と、華族制度発足時から家譜提出期限明治六年五月までに華族
となった者を「明治史要」によってまとめたのが第一表で総計一九名で
ある。(但し表では説明の便宜上、下限を明治十二年までとった。)この

グループを「維新期創設の武家華族」と呼ぶことにする。

次に華族の内、旧大名系の家数を確定しておく。慶応三年の武鑑によると大名家は全二七一家である。この内二家は維新後諸侯とならず、一家は華族制度発足後合併によって消失した。⁽²²⁾従って明治六年五月の時点で旧大名系の武家華族は、二七一マイナス三で二六八家である。

以上より明治六年五月に家譜を提出すべきであった武家華族は、旧大名系の二六八家と維新期創設の一八家（一九家より大沢家が一家減る）合せて二八六家と確定することが出来る。この二八六家の内、現在本所に於いて家譜を見い出すことが出来ないものが一五家存在する。それを第三表上段に示す。

この内近江朝日山の水野家譜は、提出された後に紛失したことが確認できる。その他の家の家譜は最初から提出されなかった可能性が強い。⁽²³⁾

第三表に加えなかったが非提出者としてあげなければならぬのは、渡島館の松前家である。現在四一七五―七五八として松前家譜があるが、本書は明治十年九月松前家より宮内省に提出した原本を明治二十八年に至り謄写したものである。

又阿波徳島蜂須賀家の家譜は四一七五架に存在しないが、それは活版本だからである。蜂須賀家が提出にあたって手写によらず活版本をもつてしたことは、「修史局日記」にあきらかである。⁽²⁴⁾それが現一〇七五―二二『蜂須賀家記』（岡田橋「鴨里」編、明治九年東京伊吹直亮刊）であることは間違いない。⁽²⁵⁾

第一表末尾に示した提出期限以後に成立した武家華族の内、家譜が存在するのは本多副元のみである。本多は越前藩附家老で明治十二年一月二十五日華族に列せられた。本多より以前に大久保利和（大久保利通息）・木戸正二郎（木戸孝允息）の二名が華族となっているが、この両家の家譜はない。

以上現存する武家華族の家譜は、本来提出すべき家二八六家、その内から家譜が現存しないもの一五家を引き、追加提出の本多を加えて、二

七二家である。ところが「家譜」の第③グループにはこの他に士族身分の者の家譜が一七家存在しており、それを第四表に示す。これらの家譜の原物を検討するに、他の武家華族の家譜と元来別個のものであったとは考えられない。それでは何故華族提出の家譜に含められているのであろうか。一七家の内平岩より金森までの一五家は、正統藩翰譜に改易大名として記載された家々であり、小堀は統藩翰譜成立後天明八年に改易された大名である。この一六家が含められたのは家譜の提出方法に原因があろう。すなわち藩翰譜の補正書継という方法によったため、藩翰譜に記載されていた家は華族以外の者も便宜提出させたからであろう。但し林家は寛政元年十二月大名となり、正統藩翰譜には共に記載なく右の場合は当てはまらない。当家の場合は註（22）で述べたように維新期唯一の取潰し大名であったため、他の旧大名と同列に扱ったものであろう。

以上武家華族家譜の総点数は、本来の華族二七二家、士族身分の者一七家、合計二八九家である。

次に、「家譜」の第④グループ江戸初期の人名を冠した大名家譜の正体は何か。先述のように二種の「系家譜目録」にもその後の家譜目録にも記載がない。この家譜は全八五冊、合綴があるので全二二一家ある。一家分の中味は三部分に分かれる。第一は柱に「藩翰譜」とある木活本の一部、第二は手写の系図、第三は手写の文章となっている。その内容を検すると、第一は藩翰譜正編の譜（歴譜）、第二は統藩翰譜の系図、第三は統藩翰譜の譜である。すなわちこの家譜は、正統藩翰譜から各家の該当部分を抜き出し一書にまとめたものである。と言えば想起されるのが、武家華族に家譜提出を命じた明治五年十一月十九日付達書の編纂規則に、「一、藩翰譜・統藩翰譜ノ二冊下渡候間……」とあつたことである。つまりこの家譜は補正書継の土台として、歴史課から武家華族に配付した正統藩翰譜である。⁽²⁷⁾一三一家分と点数が少ないのは、提出本に添えて返却されたもののみだからであろう。

次に公家華族の提出者を確定する。明治七年十二月二十四日の達書に

は、「華族元公家并元神官僧侶^{維新以降華族ニ列セラルモノ}等諸家」とあり、江戸時代以来の公家と、維新时期に公家と同格にされた者がその提出者であることは明確である。この内、後者は慶応三年十月二十四日に松崎万長、同年十一月二十日に北小路俊昌をそれぞれ「堂上ニ班」(『明治史要』)して以後、明治八年五月までに五〇家が創設されている。それを『明治史要』によりまとめたのが第二表である。(表には明治十五年まで含めた。)このグループを「維新时期創設の公家華族」と呼ぶことにする。この中には地下の上首(北小路・壬生)、維新の功労者(玉松)などがあるが、比較的多いのは諸国大社の神官(一人)、浄土真宗各派本寺の住職(六人)であり、最大のグループは興福寺子院主が還俗した者(二六人)で半数以上を占めている。⁽²⁸⁾

『雲上明覺大全』によれば江戸時代終期の公家の数は一三七家であり、これは『諸家知譜拙記』の最終版(天保十年版)も同一である。家譜提出時の公家華族の実数は、一三七家に創設の五〇家を加えた一八七家である。

一八七家の内、現在家譜が存在しないのは第三表下段のとおり五家である。この五家は、明治九年九月十九日現在の未提出者が「沢為量より北小路俊昌ニ至八名」⁽²⁹⁾であること、「系家譜目録」(八八六番)に記載がないことにより、最初から提出しなかったと考えられる。

次に第二表末尾に示した提出期限以後に華族に列した者の内、金子有卿・押小路師成の二家譜が追加提出されているが、中御門寛麿以下の家譜は存在しない。

以上で公家華族家譜の現存数は、提出時の華族一八七、未提出五、追加提出二、計一八四家である。

従って現存する武家・公家両華族の家譜数は士族身分のものも含めて、武家二八九、公家一八四、計四七三家となる。

四 構成と内容

本節で構成・内容を述べるにあたって用語の定義をしておきたい。一般に系譜なるものには、

- ①系線によって人名を結び、人名相互の系統を示したもの、
- ②歴代当主の年譜を集成したもの、

と明らかに別種の二つの形式がある。この①を「系図」と呼び、②を「歴譜」と名付け、両者を含めた概念として「系譜」という言葉を使うこととする。

系譜には、①だけのもの、②だけのもの、①と②の二部で構成されているもの、①と②を混合させたものと、両者の組合せで各種のタイプが生ずる。著名なものでその例をあげれば、系図に「尊卑分脈」・「系図纂要」、歴譜に「諸家伝」、系図・歴譜二部構成のものに「藩翰譜」、両者混合のものに「寛政重修諸家譜」がある。⁽³⁰⁾華族提出の家譜にはこの四タイプのすべてがあるが、最も多いのは系図・歴譜の二部構成で、このタイプが系譜の標準的な型式である。⁽³¹⁾

以下、華族提出家譜の構成・内容の特徴について、武家華族家譜・公家華族家譜各々別個に述べる。

武家華族家譜の構成と内容を決定するのに最も影響を与えたのが、藩翰譜の補正・書継という編纂方針であったことは容易に想像される。この方針に対する提出者の対応の仕方を次の四つに区分してみる。

- ①方針どおりに藩翰譜記載部分の補正を行い、未載部分を藩翰譜にならって書き継ぐ。

- ②藩翰譜には一切関係なく、独自に編纂して(又は既成の編纂物をそのまゝ)提出する。

- ③独自編纂部分を中心とし、補正・書継を別につける。

- ④補正・書継を明示せず、藩翰譜の形式すなわち系図・歴譜の二部構成で全体をまとめる。

- ①の例に^{盛岡}南部家譜がある。その構成を示すと、

a 南部系図補

d 南部家譜書継

b 南部系図補正并書継

e 南部世譜附録

c 藩翰譜補正

全三冊、a、cが第一冊、dが第二冊、eが第三冊である。eは先述したように明治十四年追加提出した部分で、当初のものではない。aは藩翰譜の系図以前の系図で、補正として付け加えたもの。bからdが本体で、bが系図の補正と書継、cが歴譜の補正、dが歴譜の書継である。このように編纂規則に忠実に編成している例はあまりない。

②の例をあげると、志摩稲垣家譜は、藩士小林為文私輯の「稲垣氏世紀」をそのまま提出したもの。越前小笠原家譜は天保二年六月の跋文があり、系図・歴譜とも天保二年以後の記載はない。このように②では、既製の編纂物をそのまま提出したものが主である。しかし、豊前松平家譜(旧会津藩)は維新时期の藩主松平容保一代のみの記述であり、提出に当り極めて意図的に独自編纂したことが明確である。②のタイプのもものはあまり多くない。

③の典型的な例は、筑前黒田家譜である。その構成は、

a 補正黒田系図

d 統藩翰譜弁正

b 統藩翰譜系図弁正

e 黒田世譜

c 藩翰譜弁正

aは先祖より当代までの系図で系図は総てこゝにまとめている。bが文章による統藩翰譜系図の正誤、c・dがそれぞれ正統藩翰譜の歴譜の正誤である。eが藩祖より当代までの歴譜で、全八冊の内これのみで七冊半を占める。すなわち主体はあくまでも独自編纂の歴譜(及びaの系図)で、それに藩翰譜の訂正を付け加えており、補足や書継は特に作らず歴譜に含ませてしまっている。このタイプに、越前松平家譜(四冊)、津伊勢藤堂家譜(九冊)、肥後細川家譜(二冊)、薩摩島津家譜(二冊)などがあり、大部に渡るものが多い。この形式は最も気を使った丁寧な編纂で、提出者に大藩が目につくのも了解できる。従って③のタイプもさほど多くない。

それではいかなるタイプが多いかと言えば、それは④である。これは藩翰譜と同様に系図と歴譜で構成し、一部には藩翰譜との異同を盛り込みながら全体をまとめている。藩翰譜に比べ記事はかなり詳細であるが、規模は大きくなく全一冊が大部分である。

以上、武家華族家譜の構成・内容にはかなりの相違があり統一がとれていない。これは差出原本であり総合的編纂物でないためでもあるが、より基本的には藩翰譜の補正書継という編纂方針のためである。編纂規則第二条に「一、統藩翰譜以後方今迄ノ系譜事蹟等、詳細書統可致事」、第四条に「一、藩翰譜前後編ハ簡略ノ体裁ニ候得共、今般書統補正ノ分ハ務テ詳密ヲ旨トスヘキ事」と詳細・詳密を強調しながら、藩翰譜に土台を求めたことは無理な方針であった。書継部分を詳細にしても全体のバランスを失するし、元来簡略な記事にもとづいて補正部分のみ詳細にすることは困難な作業であつたろう。しかもその編纂方針に最も忠実に従った盛岡の南部家が、明治十四年に至り歴譜の「南部世譜附録」を追加提出していることは、補正・書継だけでは不十分であつたことを証明している。従って現実的に取られた方法は、②・③・④のやり方であつた。この内②は既製の編纂物が必要であり、③は編纂に日時と人手を要し旧中小藩の華族では実現しにくく、旧大藩の華族でも期限に間に合わせるのは容易でなかつたであろう。そこで主流を占めたのが④である。江戸期を通じて各家で系図・歴譜を書継いでゆく伝統があり、それを二部構成に編成するのが最も容易で確実な処理方法であつたのである。なお系譜自体の構成と関係なく、本体の系譜に伝記・記録・文書・編纂物などを附録的に付け加えることがある。例えば、山梨上杉家譜に「輝虎殺兄ノ誤謬伝ノ証」、三浦丹羽家譜に「丹羽軍功録」、岩間吉川家譜に「吉川家伝書鈔」などである。

公家華族の家譜収集を發議した明治七年十一月二十九日の上申書に、公家の系譜・事蹟としては公卿補任・公卿家伝・尊卑分脈・大系図等が

旧来からあるが、それらは「畢竟任叙ヲ記スル而已ニ止リ、事蹟ノ顛末ヲ統記スルモノ尠ク、目今編纂考徴ニ供スベキ底本無之」とあり、当時の太政官歴史課では、それ以上に詳細な系譜事蹟を求めて家譜収集を行ったことが明白である。提出家譜によってこの目的は達成されたであろうか。

公家華族家譜の構成・内容は、旧来の公家華族と維新期創設の公家華族とはかなり相違している。前者の家譜は構成的に単純でしかも一定しており、系図のみのものと、系図・歴譜二部構成のものとの二種ある。両種の系図とも特に詳細なものではなく、歴譜の実体は、家伝であってこれ又詳細なものではない。³⁴⁾つまり旧来の公家華族に関する限り、詳細な系譜事蹟を要求した目的は達成されなかったと言わざるを得ない。なお十二月二十四日付達書の但書にあった庶流の絶家分については、九条・一条・久我など一三家に絶家譜が付いている。

維新期創設の公家華族の内部に於いても、神官・僧侶の家譜と、公家の子弟が独立した者（公家の子弟が僧侶となり更に還俗した者も含む）の家譜とでは顕著な相違がある。前者が先祖以来の系譜を記載しているのに対し、後者は松崎家譜・岩倉（具経）家譜・北畠家譜など本人（当代）のことしか記していない。これは先祖の部分は公家の本家の家譜に記載があり、分家は当代のみでよいからである。³⁵⁾ところがここに奇妙な事実がある。松園尚嘉以下北大路季敏に至る二名の家譜は公家の分家でありながら当代のみでなく歴代を記している。これは生家（公家）の歴代ではなく、自身が院主であった興福寺子院の院主歴代なのである。これが極めて例外的処置であることは、同じく興福寺子院主が還俗した梶野行篤・小松行敏・西五辻文伸・南岩倉具義の各家譜が、先の松崎等の家譜と同様に当代しか記していないことから明らかである。

神官の家譜には特徴がある。それは、大部なものがあることと、純系譜以外の「史料」が附録的に付いているものが多いことである。大部なものに、河辺家譜（一九冊）、阿蘇家譜（七冊）、千家家譜（四冊）、

北島家譜（三冊）、などがある。それに比べ旧来の公家華族の家譜は大部分一冊で、二冊に渡るものは極めて少数である。大部な家譜の内容は、阿蘇家譜のように系譜（「阿蘇家伝」と題する歴譜）のこともあるが、多くは文書・記録類の写で占められている。河辺家譜では第一冊の「河辺家系」と題する系図の外は第二冊から第一九冊まで文書・記録類、千家家譜では全四冊の内系図以外は「旧記写」と題する七巻の記録類である。³⁶⁾大部ではない一冊本の家譜でも「系譜并古文書写」と内題されている様に文書が付加されている。これも旧来の公家華族の家譜には殆んど見られない特色である。

僧侶すなわち浄土真宗各派本寺住職六家の家譜はさしたる特徴はなく、旧来の公家華族のそれに類似している。構成は系図・歴譜の二部構成が多く、血縁相統であるから血統による歴代が寺院としての世代を示している。

以上より公家華族家譜の構成と内容に於ける特徴は、神官のそれを除き、構成内容共に簡略なことである。これはいかなる理由に拠るものだろうか。提出家譜の奥書に次の様な断書がかなり散見する、「此般祖先以来事蹟詳細取調可差出之処、天明大火之節、書類焼失ニ付相分不申候、此段御断申上候以上」（「石野家譜奥書」）。この天明の大火と元治元年蛤御門の変の時の大火により、公家邸で焼失するものが多かったのは事実であろう。しかしその為に公家華族の家譜が簡略になったとは考えられない。それにしてもあまりにも押し並べて簡略である。原因として考えられることは、第一に公家には元来系図・家伝を整備しておく伝統があるため、この系図と家伝を提出さえすれば家譜提出の要求に一応答えたと判断し易かったことである（注34参照）。本来太政官歴史課では、尊卑分脈・諸家伝の水準を越えんとして家譜提出を命じたのだが、提出者の方としては出来るだけ既製の系図・家伝で済まそうと考えたのであろう。そして第二に、当時の公家華族に於いてたとえ多量の史料が存在したとしても、それらから詳細な事蹟を編纂する人手と組織が存在し得た

であろうか。しかも約半年の短期間である。太政官歴史課の詳細な系譜事蹟を収集したいという目的自体は至当であつても、それを可能にする客観条件がどれだけ考慮されていたらうか。

五 おわりに

以上、四節にわたつて華族提出の家譜について述べて来たが、本節では前述した所要約し併せて本家譜の価値を考えたい。

太政官歴史課の国史編纂事業に使用することを目的に、武家華族家譜は明治六年五月、公家華族家譜は同八年五月を期限として提出された。

現存するのは差出原本で転写本ではない。当時の華族は少数の例外を除いて殆んど提出している。又、武家華族の部には士族が一七家入っており、第④グループの大名家譜は、歴史課が武家華族に配布した藩翰譜である。構成・内容にはかなりの変差が見られるが、主たる形式は武家・公家共に系図・歴譜の二部構成である。歴史課の家譜収集方針には、方法として不適当なところ、提出者の条件を考慮しないところがあったと言える。

他の系譜類と比較して本家譜の価値と思われるものを述べると、①差出原本即ち華族自身で作成したものであるから、転写本や編纂物に比べ誤りはより少ないと考えられる。②提出時期が明治初年であるから、正統藩翰譜・寛政重修諸家譜・諸家伝・諸家知譜拙記、系図纂要などより時代的に後までの記載がある。③提出者に他の系譜類にみられない者が存在する。例えば寛政重修諸家譜にない御三家・越前家などがあり、維新时期創設の華族も含まれている。④他の系譜類より詳しい記載があり、系図纂要など系図のみのものに比べ歴譜が付されているものも多く、特に武家華族の家譜にはこの詳細なものが多い。以上の様な諸点である。

註

(1) 本所の刊行図書目録である『東京大学史料編纂所図書目録』の内、和漢書

写本編が広義の写本の目録で、第一・二冊が影写本、第三〜八冊が謄写本、第九・十冊が狭義の写本である。

(2) 代表的なものとして、復古記・大日本編年史の稿本がある。

(3) 本所図書分類番号(架番号)は四ケタで示す。千位で図書の形態を表わし、広義の写本の区分はここでも表現する。影写本三千、謄写本二千、写本四千である。内容分類は下二ケタで表わし史料類は七〇番代を当てる。文書七一、日記七三、系譜七五の如く。従つて影写本の文書は三〇七一、謄写本の日記は二〇七三、写本の系譜は四一七五の各架に架蔵される。

(4) 但しこの番号の前後にも①②及び③と同一グループになるべき家譜が約二〇点ある。これらは五十音順に整理されたものに含めて考えることとする。

(5) 本所の淵源たる明治期に於ける修史事業の制度的変遷を次に示す。活動状況のはっきりしない太政官歴史課以前は省略した。

明治5年10月 太政官歴史課

8年4月 太政官修史局

10年1月 太政官修史館

19年1月 内閣臨時修史局

21年10月 帝国大学臨時編年史編纂掛

24年3月 帝国大学史誌編纂掛

26年4月 帝国大学史誌編纂掛廃止

以後、明治28年4月修史事業を史料編纂事業に転換し、帝国大学史料編纂掛として復活した。昭和4年、史料編纂所と改称し現在に至っている。

(6) 蔵書印の印影は『内閣文庫蔵書印譜』(昭和44年 内閣文庫)に収載されている。なお同書に太政官修史局の「修史局図書印」と並置されている「修史局印」及びその下段の「修史局」の印は共に内閣臨時修史局のものである。

(7) 本所架番号四一七五―八八六。他にもう一本「系家譜目録」と題する目録がある(四一七五―一三三)。これは大名の家譜のみをイロハ順に記している。両者を比較対照すると合綴の形式その他から後者(二三三番)がより古い目録であることが分る。「史料編纂掛所蔵家譜目録」(四一七五―二三三)は大名・公家を併せて五十音順に記載しており、記載の家譜は同一だがより新しいもの、「家譜目録」(四一七五―八九〇)はそれの転写本。なお「家記」の目録に

は、「皇華族家記・從軍事蹟目録」等数種ある。

- (8) 「局本目録」では華族家譜の脇に「皇族・堂上・武家」と註記がある。この皇族は提出家譜ではなく、謄写本を便宜組み入れているのであろう。

- (9) 局本目録では華族家譜と並べて

明治六年 華族家記 五百五外ニ図二枚 同上(華族諸家上申)

皇族・堂上・武家
從軍事蹟并手記類

とあり、又復古記の引用書目には

皇族家記八種 皇族家譜二種

華族家記三百五十種 華族家譜四百四十四種とある。

- (10) 「請裁録」、「史料編纂始末」一所収

- (11) 「歴史課蔵書目」(四一〇〇一六二)の冒頭に

「藩翰譜書統 四百八十冊明治六年 諸家ヨリ上申」とあり、歴史課時代はこの名

で著録されたのである。

- (12) 武家華族に「家記」の提出を命じたのは明治六年五月八日である。次にその史料を示す。

〔布告全書〕 明治六年の五

第五百五拾一号^{元武家} 華族へ 五月八日

藩翰譜書統兼テ相達置候処、更ニ丁卯十月ヨリ戊辰十月中、当主身上ニ付諸達願何等及ヒ履歴ヲ始メ、一藩関係ノ達書諸伺ニ至迄原文ヲ記シ、事実ヲ歴叙シ、別冊ニ認メ、一二ヶ月宛出来次第順次可差出候事、

- (13) 「請裁録」、「史料編纂始末」二所収

- (14) 『太政官日誌』 明治七年第七百七十四号

- (15) 筆致は個々別々であり、武家華族家譜の原表紙には「藩翰譜」「藩翰譜補正」

「藩翰譜書統」等の記載が見られる。奥書に提出年月を記したものが武家華族で五分の一、公家華族で約半数あり、それが達書の期限と一致している。武家華族の家譜には「歴史課図書印」、公家華族の家譜には「修史局図書印」が捺されており、提出期限及び歴史課から修史局への制度的転換と時期的に対応している。

(16) 武家華族の家譜に太政官修史局以後の蔵書印、公家華族のそれに太政官修史館以後の蔵書印が捺してあれば、期限後の提出であることは明確である。

- (17) 第一表及び第二表参照

- (18) 奥書等に明記がなくとも二種の「系家譜目録」の比較より、交換が考えられるものに越前勝山小笠原家・讃岐丸亀京極家・大和郡山柳沢家がある。

- (19) 公家では「室町」なる家が入り、七条・錦小路がない。諸侯では久松(伊予松山)が重復し、堀三家(越後村松・同稚谷・信濃須坂)・遠藤・池田(因幡鹿奴)がなく、藩主格の竹腰・池田(播磨福本)が入り、藩主格の部と重複している。

- (20) 『明治史要 附表』に、明治二年六月十七日の知藩事表がある。

- (21) 徳川將軍家の場合、他の創設諸侯と異なつて『明治史要』に「藩屏ニ列ス」とは記していない。しかし實質上他の諸侯と同質の存在なので徳川家達が宗家を継いで静岡藩が誕生した時点をもつて表に加えた。

- (22) 上総清西の林忠崇^助之は明治元年五月遊撃隊と合して伊豆・奥羽に戦い、その罪により改易された。会津の松平家、越後長岡の牧野家等一旦取潰された大名も後に諸侯として再興されたが、林家は明治二年十一月十日、士族として再興されたに止まった。

安房船形の平岡丹波守道弘は元治元年成立した最後の大名であるが、維新後は静岡徳川藩の家老となり諸侯とはならなかった。

広島分地(三万石)の浅野長厚は維新後、諸侯・華族となったが明治二十年十二月二十六日宗家と合併した。

- (23) 明治元年九月十八日諸侯となった大沢基寿(旧交代寄合)は一旦華族となったが、明治四年十二月三日、采地の租額を詔告して諸侯になったとされ、士族に降下させられた。

- (24) 二種の「系家譜目録」(二三番、八八六番)に水野家譜は著録されているが、他の家の家譜は記載がない。

明治五年九月十四日、琉球の王制一新祝賀使(伊江王子朝直)の参内に際して詔が下され、琉球國王尚泰は「琉球藩王」に封ぜられ、華族に列せられた。しかし琉球が明治政府の統治下に入るのは七年後の明治十二年であることを考えれば、華族に列せられたと言っても極めて名目的ものであったろう。従つて尚氏はあくまでも他の華族とは別格で、家譜提出は当初より命ぜられなかったものと思われる。

- (25) 「修史局日記」 明治九年十一月二十日条(史料編纂始末「四所収」)に「一、

宮内省より華族蜂須賀茂韶より系譜活版本者冊差出候旨ニ而送付有候事」とある。又、「系家譜目録」(一三三番)には「家譜西洋綴 一冊 蜂須賀茂韶」と記している。

(26) 但し、厳密に言うると、現在ある二本は共に当時の提出本そのものではない。すなわち、一本は購入本、一本は寄贈本であり、元来の提出本は「系家譜目録」(八八六番)の記載によると、明治末年には紛失している。

(27) 第④グループの「津軽為信家譜」(四一七五―八四二)の原表紙裏に「信英家譜ハ此体裁ニ倣ヒ一本ヲ編輯シ可出事」と記してある。これは歴史課で記した文言であるが、これと全く同一の文言が津軽家から提出した第③グループの「陸奥津軽家譜」(四一七五―六四四)の第一冊中表紙裏に記されている。これによっても両家譜の関係は確認できる。

(28) この興福寺子院主グループは二種に分けられる。松園尚嘉以下二十二名は、明治二年三月六日、「堂上ニ準ス」とされ、華族制度施行時に準華族となり、八年三月二十三日正式な華族となった。梶野行篤以下四名は明治二年十二月十九日、「華族ニ班ス」とされ華族となった。

(29) 「修史局日記」同日条、「史料編纂始末」四所収

(30) 「諸家知譜拙記」は、一般的系図を更に簡略にした歴代当主のみの系図である。

「藩翰譜」でも写本・版本で流布したものは、系図を欠いた歴譜のみのものが多い。

(31) 華族提出家譜の原表紙にタイトルとして系図・歴譜・系譜を表す言葉が書かれている。その用例を示すと、系図の意味で家系・系譜・系図・家図・世系・系引など、歴譜の意味で家伝・事蹟・家譜・世譜・履歴・歴譜など、系譜の意味で系譜・家譜などが使われている。

(32) aの表紙裏に「祖光行ヨリ信直ニ至ル、藩翰譜ノ無キ所ナリ、因リテ列序シ以テ其缺ヲ補フ」とあり、bの表紙裏に「利直ヨリ利敬ニ至ル、墨書ハ藩翰譜ノ原文ニシテ朱書ハ其缺ヲ補フ者ナリ、吉次郎以下ハ即チ書継ニシテ唯墨ヲ之レ用ユ」とある。

伝来は不明だが現在本所に所蔵する「藩翰譜補正」(四一七五―四一)は、cの稿本である。

(33) 肥後細川家譜は奥書によって明治七年二月の提出、薩摩鹿兒島島津家譜には「修史局圖書印」、福岡黒田家譜には「修史館圖書印」が捺されており、三者とも提出期限を超過している。

(34) 小倉家譜・大宮家譜は二度提出している。一度目は系図のみ、二度目は系図の他に事蹟として家伝を付し提出しなおした。二度目の奥書に「事蹟有無之事、書類焼失仕難相分御座候ニ付、更ニ家伝謄写差出申候」とある。提出にあたり事蹟が強調されたらしく、他にも歴譜の部分のタイトルに「事蹟」と題するものが多いが実体は家伝である。

(35) 武家華族の場合これと同様な立場に島津久光があった。但し家譜は現存しない。当初より提出されなかったらしく、このような条件が原因となったのであろう。

(36) 河辺家譜の構成を示すと、

- a 河辺家系
- b 大神宮司起源并事蹟
- c 大神宮補任次第上・中・下
- d 旧大神宮司禄法
- e 遷宮事略
- f 日時宣下書類家藏 上・中・下
- g 太政官符写家藏
- h 公文翰林抄
- i 公文筆海抄
- j 公文所初心抄
- k 宮司公文抄
- l 宮司職関係古文書撰写上
- m 宮司職関係公文輯録上・中・下
- n 千家家譜の構成は、
 - a 千家尊澄系図
 - b 旧記写 七冊之内一 (無題、歴代の事蹟)
 - c 旧記写 七冊之内二 国造事実
 - d 旧記写 七冊之内三 国造両立次第
 - e 旧記写 七冊之内四 出雲国造支族原由
 - f 旧記写 七冊之内五 神賀詞奏上次第
 - g 旧記写 七冊之内六 家領次第
 - h 旧記写 七冊之内七 (無題、文書集)

付記 本稿は、本所の第一六五回研究発表会において口答発表したものであり、その要旨は所報第十号に掲載した。なお本稿で取り上げた四一七五架の華族提

(第二表 続き)

創 年	設 月 日	氏 名	身 分	出 自
5. 5. 19		河 辺 教 長	伊勢神宮	
		阿 蘇 惟 敦	阿蘇神社	
		到 津 公 誼	宇佐神社	
		宮 成 公 矩	同 上	
		紀 俊 尚	日 前 国 懸 神 社	
		千 秋 季 福	熱田神宮	
6. 7. 3		高千穂有綱	英 彦 山	
10. 12		小 野 尊 光	日御崎神社	
(明治8年5月提出期限)				
8. 9. 24		金 子 有 卿	物部神社	
12		押小路師成		
13. 3. 11		中御門寛麿		中御門経之三子
15. 1. 25		三 条 公 実		三条実美二子
	5. 24	万里小路秀丸		万里小路持房弟
6. 23		西高辻信厳	大宰府神社	高辻 以 長 四 子

出家譜を収載した『東京大学史料編纂所図書目録・和漢書写本編十』は、図書部の編纂により昭和五十三年三月末日付で刊行される。

第三表 家譜提出時の華族で家譜の現存しない者

	氏 名	居 所
武 家 華 族	板 倉 勝 達	三 河 重 原
	板 倉 勝 弘	備 中 庭 瀬
	板 倉 勝 弼	備 中 高 梁
	板 倉 種 種	上 野 安 中
	片 桐 貞 篤	大 和 小 泉
	島 津 久 光	
	尚 泰	
	徳 川 家 達	駿 河 静 岡
	戸 田 忠 至	下 総 曾 我 部
	松 平 喜 徳	常 陸 松 川
公 家 華 族	松 平 頼 策	常 陸 石 川
	松 平 頼 位	常 陸 穴 戸
	間 部 詮 道	越 前 鯖 江
	水 野 忠 弘	近 江 朝 日
公 家 華 族	分 部 光 謙	近 江 大 溝
	北 小 路 俊 昌	
	五 条 為 榮	
	沢 為 量	
公 家 華 族	三 条 実 美	
	柳 原 前 光	

第四表 士族の提出者

氏 名	先祖の最終居所	先祖の改易年
平 岩 親 義	尾 張 犬 山	慶長 16
松 平 葵 園	三 河 吉 田	同 17
水 野 昌 生	上 野 安 中	寛文 7
水 野 忠 重		
水 野 勝 俊		
高 力 忠 弘	肥 前 島 原	寛文 8
坂 本 直 温		貞享 4
那 須 資 穀	下 野 烏 山	同 4
佐 久 間 勝 孝		元禄 1
本 多 重 徳	越 前 丸 岡	同 8
伊 丹 勝 輝	甲 斐 徳 美	同 11
浅 野 長 栄	播 磨 赤 穂	同 14
屋 代 忠 績	安 房 北 条	正徳 2
植 林 泰 通	上 総 勝 浦	宝暦 1
金 森 頼 元	飛 弾 高 山	同 8
小 堀 正 快	近 江 小 室	天明 8
林 忠 弘	上 総 請 西	明治 1

第一表 維新时期創設の武家華族

創設 年月日	氏 名	旧身分・出自	居 所
明治 1. 1. 24	成瀬正肥	尾張藩附家老	尾張犬山
	竹腰正旧	同上	美濃今尾
	安藤直裕	紀伊藩附家老	紀伊田辺
	水野忠幹	同上	紀伊新宮
	中山信徹	水戸藩附家老	常陸松岡
3. 12	吉川経幹		周防岩国
閏4. 29	徳川家達	将 軍	駿河静岡
5. 24	一橋茂栄	御 三 卿	
	田安慶頼	同上	
6. 20	山崎治祇	交代寄合	備中成羽
	山名義济	同上	但馬村岡
	池田喜通	同上	播磨福本
7. 14	平野長裕	同上	大和田原本
	本堂親久	同上	常陸志筑
9. 18	大沢基寿	同上	遠江堀江
11. 29	生駒親敬	同上	出羽矢島
3. 2. 14	清水篤守	御 三 卿	
4. 9. 10	島津久光	島津忠義父	
5. 9. 14	尚 泰	琉球王	
(明治6年5月提出期限)			
11. 5. 23	大久保利和	大久保利通子	越前武生
	木戸正二郎	木戸孝允子	
12. 1. 25	本多副元	福井藩附家老	
1. 31	長岡護美	細川護久弟	
10. 25	小早川三郎	毛利元徳子	
10. 27	池田勝吉	池田茂政子	
	山内豊尹	山内豊範弟	
12. 27	広沢金次郎	広沢真臣子	

第二表 維新时期創設の公家華族

創設 年月日	氏 名	身 分	出 自
慶応 3. 10. 24	松崎万長		甘露寺勝長義子
明治 11. 20	北小路俊昌		
1. 6. 1	岩倉具経	(明治4年 改北畠)	岩倉具視三子
9. 13	久我通城		久我通久弟
2. 1. 19	玉松直弘		山本公弘二子
2. 19	若王子遠文		山科言知二子
3. 6	松園尚嘉	旧興福寺大 乗院	二条治孝子
	水谷川忠起	同 一乗院	近衛忠熙子
	鹿園空晃	同 喜多院	三条実起七子
	松林為成	同 松林院	冷泉為則二子
	南 光慶	同 修南院	広橋伊光七子
	中川興長	同 五大院	甘露寺受長七子
	長尾顕慎	同 総珠院	勸修寺顕彰子
	穂積俊弘	同 玉林院	坊城俊明三子
	竹園用長	同 宝掌院	甘露寺受長二子
	粟田口定孝	同 養賢院	葉室顕孝六子
	藤大路納親	同 延寿院	堀川康親三子
	芝小路豊訓	同 成身院	芝山国豊二子
	藤枝雅之	同 清淨院	飛鳥井雅典二子
	今園国映	同 賢聖院	芝山国典二子
	太秦供親	同 慈尊院	桜井供秀二子
	杉溪言長	同 妙徳院	山科言繩三子
	河辺隆次	同 勸修坊	油小路隆晃三子
	北河原公憲	同 中蔵院	四辻公績五子
	鷲原量長	同 恵海院	甘露寺勝長三子
	芝亭実忠	同 龍雲院	裏辻公愛三子
	相楽富道	同 慈門院	富小路敬直二子
	北大路季敏	同 東北院	阿野公誠二子
12. 19	梶野行篤	同 無量寿院	石井行弘二子
	小松行敏	同 不動院	石井行弘三子
	西五辻文仲	同 明王院	五辻高仲三子
	南岩倉具義	同 正智院	岩倉具視二子
3. 12. 22	壬生輔世		
4. 12. 14	津守国美	住吉神社	
	北島全考	出雲大社	
	千家尊澄	同 上	
	大谷光尊	本願寺	
	大谷光勝	東本願寺	
	華園摂信	興正寺	
	渋谷六十磨	仏光寺	
3. 12	木辺賢治	錦織寺	
	常磐井園禪	専修寺	